

年 月 日

様

阿見町長

阿見町学校給食費督促状

学校給食費について、年 月 日現在、下記のとおり未納となっております。つきましては、地方自治法施行令第171条の規定により、督促いたしますので、下記指定納期限までに必ず納付してください。

この督促状の指定納期限までに納付、連絡等がない場合には、やむを得ず法的措置の手続きをとることがあります。

なお、本書と行き違いに納付されている場合につきましては御容赦ください。また、本書は既に誓約書を交わしてお支払いいただいている方にも通知させていただいておりますのでご了承ください。

記

1. 債権の名称 学校給食費
(年 月 分 様分)
※学校給食法第11条第2項による
2. 金 額 円
3. 指定納期限 年 月 日
4. 納 入 方 法 別紙「納入通知書」により次の納入場所にて納入
5. 納 入 場 所 阿見町役場、うずら出張所
常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫、茨城県信用組合、水郷つくば農業協同組合、東日本銀行、中央労働金庫、ゆうちょ銀行

問い合わせ先 阿見町教育員会 学校給食センター
Te1 029-887-1430